

## 新税の使途について

横浜みどりアップ計画において、新規・拡充施策として多くの施策が掲げられているが、新税の使途としては、市民に広く薄く負担を求める市民税均等割超過課税という手法に適したものを選ぶ必要がある。

- ・ 使途としては、まず、より確実な緑の保全・創造につながるものを選定することが望ましい。例えば、地権者が樹林地や農地を持ち続けることができるように支援策を講じることも非常に重要であるが、支援を行った結果、必ずしも恒久的に当該樹林地等が保全されないとすると、超過課税の目的が果たせないこととなる。
  - ・ したがって、使途としては、間接的な支援策よりも恒久的な保全策である買い取りによる公有地化がより相応しい。買い取りは、所有権が市に移転することで、市民が樹林地等のオーナーとして位置づけられることとなり、この点からも、均等割の超過課税に係る税収の使途として相応しいと考えられる。
  - ・ ただし、地権者に対する支援に充てる場合でも、緑地保全制度等によって保全措置が講じられ、いざという場合に公有地となるのであれば、恒久性が担保されることとなる。
- 緑の多くが私有樹林地等に依存している中で、広く市民がその維持保全を支えていくという観点から、保全により直接的な効果がある公有地化や、保全措置が講じられた樹林地等の維持管理支援に、超過課税による税収を充てていくことが考えられる。
- また、市民が身近に緑を実感することができるような緑化の推進や、間伐等による森の再生、人のにぎわう森づくりなど緑の質の向上につながる取組、森づくりボランティアなど広く市民参画につながるような取り組みに充てていくことも、超過課税の趣旨にかなうものと考えられる。